

生徒心得

「髪染め・ピアス・着崩しゼロ」の学校として、
服装・身だしなみには充分注意すること。

1 登下校について

- (1)朝は8：25までに教室に入るよう余裕をもって登校する。
- (2)挨拶をしっかりする。
- (3)服装・頭髮等に著しい乱れがあった場合や、化粧をしていた場合は、再登校指導等を行う。再登校とは、いったん帰宅し、整えてから登校することをいう。
- (4)最終下校時間は17：00（土・日・祝日・長期休業期間は16：00）とする。居残り届を提出し、受理された場合は、下校の時刻を17：45まで延長できる。
- (5)授業時間内に特別の理由があつて外出する場合及び早退する場合は、担任(担任不在の場合は学年の他の教員)の許可を得る。
- (6)自転車通学を行う場合は、許可願を提出し、許可を得る。本校所定のステッカーを自転車（泥除けなど、わかりやすい部分）に貼り、指定の場所に駐輪する。

2 服装・身だしなみについて

通年制服 夏季 6月～9月、冬季 10月～5月

- (1)制服の着用にあたって、以下の点をまもる。
 - ア 土・日・祝日及び休業期間に登校する場合も、本校指定の制服を着用する。
 - イ 制服の加工は禁止する。スカートの下あげ、切り詰めをしない。
 - ウ 着くずしはしない。
 - エ やむを得ない事情で規定以外の服装をする場合は、届を出し、担任の許可を得る。やむを得ない事情とは、けが、病気、服の紛失・破損・洗濯などを指し、期限付きで許可する。
 - オ ワイシャツは白色無地でデザイン性の無いものを着用する。
 - カ 肌着は、白色無地でデザイン性の無いものを着用する。
 - キ ネクタイ・リボンが学校指定のものを着用する。女子は始業式・終業式・

修了式等の式典ではリボンを着用する。

ク セーター・ベスト・カーディガンは、学校指定のものを着用する。

ケ 防寒着（コート等）は、紺・黒・グレー・茶で、デザイン等華美ではないものを着用する。

コ 制服の下にパーカーを着るのは禁止する。

サ スカートの下にズボン、スウェットなどの着用は認めない。

(2)夏季服装(正装) は、下記の通りとする。

ア 男子は白ワイシャツ（長袖・半袖）、本校指定のネクタイ、本校指定のズボンを着用する。

女子は白ワイシャツ（長袖・半袖）、本校指定のネクタイまたはリボン、本校指定の夏用スカート、またはスラックスを着用する。

イ 夏季略装中でも、始業式・終業式・修了式等の式典ではネクタイ、リボン着用の正装とする

(3)頭髪は、高校生として清潔でそのまま進路の面接に行ける髪型にする。

ア 頭髪の加工は一切禁止する。

イ 染色・脱色・パーマ・アイロン(コテ巻き)・剃り込み・ツープロック・モヒカン・エクステンション・男子長髪及びヒゲは、身だしなみ指導の対象とする。

ウ 入学当初に地毛の確認を行い、必要に応じて生徒・保護者に「地毛届」を提出させる。

(4)登校時はデザイン等華美ではない運動靴、または黒・茶系の革靴を使用する。

(5)靴下は黒・紺・白の無地とする。くるぶしに届かない短い靴下、ルーズソックス、ニーハイソックス、レギンス、レッグウォーマー等は禁止する

(6)化粧、マニキュアは禁止とする。

(7)ピアス、イヤリング、指輪、ネックレス、ブレスレット、カラーコンタクト等の装身具は禁止とする。着用の場合は没収する。

体育・実習等で指定の服装に着替える場合以外は、常に指定の制服を着用し、身だしなみを整える。

(8)上履き、体育館シューズに着色や落書き、加工をした場合は再購入する。

3 学校生活に関して

(1)原則として学用品以外のものは学校に持ってこない。

(2)校内設備ならびに学校備品等を破損した場合には、担任・教科担当・顧問に申し出て指示を受ける。場合によっては弁償の責任を負うこともある。

(3)所持品には必ず学年、組、氏名を記入し、ロッカーを施錠するなど、管理に注意する。

(4)携帯電話・スマートフォン等の通信機器に関して。

ア 授業中の使用は禁止する。電源を切り、鞆にしまう。使用した場合や着信音がなった場合は学校で預かる。(この場合は、担任が保護者へ連絡・確認後返却する。)

イ 定期試験中も同様に電源を切り、鞆にしまう。定期試験時間中に操作等を行った場合は、不正行為とする。定期試験時間中に着信音が鳴った場合も不正行為として指導の対象とする。

ウ 充電等で学校のコンセントを使用することは禁止する。(校内の電源を個人的な目的で使用しない)

エ 個人情報や誹謗・中傷、画像等をサイト等に掲載した場合は指導の対象にする。

(5)食堂(定時制施設)の利用時間は原則12:20から13:00までとする。

この時間中、業者による弁当・パン・飲み物販売を行う。

(6)校内における遺失物および取得物は、生活指導部に届ける。拾得物は生活指導部で一定期間保管する。

(7)法令により入場が制限されている場所へは絶対に入らない。

(8)アルバイトは原則として禁止とする。やむを得ぬ事情がある場合は、必ず担任と相談する。なお、アルバイトを行う場合は、必ずアルバイト許可願を提出すること。

(9)未成年者の飲酒・喫煙または薬物等の法律で禁じられている行為は絶対に行わない。同席・保護者等の勧めの場合も指導の対象となる。

**校内はもとより校外においても上記のようなことに注意し、
本校生徒として品位のある行動を心がけましょう。**

4 特別指導について

本校の生徒として、学校のみならず、社会の秩序を乱すような行動・言動をした場合は、特別指導を行う。

特別指導の対象となる問題行動は次のとおり。

(1)いじめ・迷惑行為(詐欺・中傷等含む)・暴力行為・暴言・授業妨害

(2)窃盗、恐喝・傷害・脅迫等

(3)喫煙(用具所持含む)・飲酒・オートバイ通学・自動車通学

(4)器物破損

(5)上記の場面に同席していた場合

(6)定期考査などの不正行為

(7)その他、法律に触れる行為・社会の秩序を乱すような行動・言動
以上の決まりが守られない場合は、

学校の方針に基づき保護者に連絡し、指導する。

制服着用図及び規則

《夏季（6～9月）》

《冬季（10～5月）》



*スカートの丈は、ひざが隠れる長さであること。加工は禁止する。

頭髪・髪型	清潔で、好感が持てるような長さ・髪型。 パーマ・染色・脱色は禁止。
装飾品	ピアス・イヤリング・ネックレス・指輪・ カラーコンタクト・ブレスレット等は禁止。
爪	爪の先まで清潔に。マニキュアは禁止。
ブレザー	本校指定の物。冬季は常時持っていること。
防寒着	紺・黒・茶・グレーの防寒具。
ベスト・セーター・カーディガン	本校指定のもの。
Yシャツ・ブラウス	デザイン性の無い、白色無地のもの。
肌着	デザイン性の無い、白地無地のもの。
ネクタイ・リボン	本校指定のもの。
スラックス	本校指定のもの。ベルトは華美でないもの。
スカート	本校指定のもの。（加工した場合再購入）
靴下	黒・紺・白の無地。
靴（くつ）	登下校時は黒・茶系の革靴または運動靴。
鞆（かばん）	華美ではない、カバン又はバックを用いる。

